

返金規定

求職者が自己の責に帰すべき理由により解雇された場合又は自己の都合により退職した場合、委託者は求職者の退職から2ヶ月以内にこの旨を受託者に通知するものとし、受託者は通知を受けてから2ヶ月以内に、下記の返金規定に基づき、委託者の指定する金融機関口座へ振り込みによる紹介手数料を返還するものとする。なお、振込にかかる手数料は受託者の負担とする。

返還規定：

1週間以内（紹介手数料の90%）

1週間を超え1か月以内（紹介手数料の60%）

1か月を超え3か月以内（紹介手数料の30%）

3か月を超え6か月以内（紹介手数料の10%）

※但し、求職者の入職後における労働条件、雇用契約時の内容と異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

株式会社さくらスタッフ

〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 2-1-1 江戸堀センタービル B1F

TEL：06-6445-8557 FAX:06-7635 7998

有料職業紹介【職業紹介許可番号 27-ユ-303983】